

申請書は資格喪失日(退職日の翌日)から20日以内に提出してください。

任継記号	901
------	-----

常務理事	事務局長	部長	課長	課長代理	係長	主任	係員

番号	
----	--

健康保険任意継続被保険者資格取得申請書

(年 月 日 提出)

資格喪失の際の被保険者証の記号番号	記号	番号	資格喪失の年月日 (退職日の翌日)	年 月 日	標準報酬月額
私は別紙留意事項を確認のうえ、下記の通り申請します。			生年月日	5.昭和 6.平成	千円
(フリガナ)			性別	1.男 2.女	
(氏名)			被扶養者の有無	1.有 2.無	期限までに初回保険料が納付されなかった場合、任意継続の資格が取り消され、保険証は使用できませんのでご注意ください。

郵便番号	フリガナ	
-		

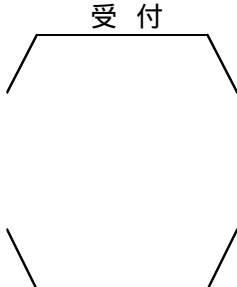
住所	都道府県	
		携帯 () ()

資格喪失の際使用されていた事業所	名称	
	所在地	

健康保険被扶養者異動届	氏名	性別	生年月日	続柄	氏名	性別	生年月日	続柄
	フリガナ	男女	5.昭和 6.平成		同居 別居	フリガナ	男女	5.昭和 6.平成
フリガナ	男女	5.昭和 6.平成		同居 別居	フリガナ	男女	5.昭和 6.平成	同居 別居
フリガナ	男女	5.昭和 6.平成		同居 別居	フリガナ	男女	5.昭和 6.平成	同居 別居

備考	
----	--

印
の欄は記入しないでください。
被保険者の押印については、署名(自筆)の場合は省略できます。
ご記入前に必ず別紙をご覧ください。



申請書記入前に必ずご確認ください。

- 1 任意継続被保険者となる要件はつぎのとおりです。
 - ①資格喪失日(退職日の翌日)の前日まで継続して2ヶ月以上の被保険者期間があること。
 - ②資格喪失日から20日以内に手続きをすること。
 - ③75歳未満の方。*75歳以上の方は後期高齢者医療制度の被保険者となるため、任意継続被保険者となることはできません。
- 2 資格喪失の際に被扶養者であった方を引き続き被扶養者とする場合(※)は、申請書下段の健康保険被扶養者異動届欄に記入してください。新たに被扶養者を追加する場合は、この申請書とは別に被扶養者異動届に必要な書類を添えて提出してください(※)「留意事項8」の内容を確認してください。
- 3 任意継続被保険者の資格取得手続きは事業主から提出される資格喪失届手続き完了後となります。

◎ 留意事項

1. 任意継続被保険者として加入できる期間は2年間です。
2. この申請書が提出期間(資格喪失日から20日以内)を経過して提出されたときは、保険者が「正当な理由」(例えば天災地変、交通、通信関係のストライキ等により法定期間内に届出ができなかったとき)があると認めた場合以外は受理されません。
3. 初回保険料納付額と納付期限は初回保険料用納付書に記載されています。保険料が期限までに納入されなかったときは任意継続被保険者資格取得日に遡り資格取り消しとなり、保険証は使用できません。
4. 任意継続被保険者は次のような場合において、それぞれに掲げる日より資格喪失します。
 - (イ) 被保険者となってから2年を経過したときは、その日の翌日
 - (ロ) 被保険者が死亡したときは、その日の翌日
 - (ハ) 保険料を納付期限までに納付しないときは、その日の翌日(ニ) 被用者保険(健康保険・船員保険・共済組合)の被保険者となったときはその日
(ホ) 被保険者が75歳になったときはその日
任意継続被保険者資格を喪失したときは、5日以内に被保険者証を当組合に返納してください。
5. 2回目以降の保険料納付期限は、「各月の納付」(毎月10日まで)が基本となりますが、一定期間をまとめて納付する「前納制度」もあります。
6. 保険料は全額自己負担することになります(40歳～64歳の方は介護保険料含む)。保険料額は、収入額による見直しはありません。ただし、介護保険該当(40歳到達)・不該当(65歳到達)、毎年度見直す保険料率・標準報酬月額の上限改定により変更になる場合があります。
7. 任意継続被保険者の標準報酬月額は、「被保険者資格を喪失したとき(退職時)の標準報酬月額」か「前年(1月から3月までの標準報酬月額については、前々年)9月30日時点の当組合全被保険者の平均標準報酬月額」のどちらか少ない額で決定すると定められており(健康保険法第47条)、後者の平均標準報酬月額は毎年見直しをしておりますので、当組合のホームページ(<http://www.its-kenpo.or.jp/hoken/nini/about/hutan.html>)でご確認ください。
8. 資格喪失の際に被扶養者であった方を引き続き被扶養者とする場合は、被扶養者の年収が130万円(60歳以上の人又は障害者は180万円)未満で、主として被保険者によって生計を維持されていることが必要となります。
9. 被保険者証の窓口交付について
窓口で被保険者証を受領希望の場合、「本人であることを証明する書類」(例、パスポート、運転免許証等)により本人確認させていただきます。当組合のホームページ(<http://www.its-kenpo.or.jp/profile/raisho.html>)をご覧ください。